

附属資料

今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性

平成26年3月31日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

本特別委員会として、平成25年7月に行われた政府の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、今後、法科大学院教育の改善・充実に向けた検討を行うに当たり、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進するとともに、更に検討を深めるべき事項を整理し、引き続き議論していくこととする。

- ・ これは、「点による選抜」から「プロセスによる養成」へという司法制度改革の基本理念の下、法曹養成の中核的な教育機関として法科大学院が位置付けられていることを踏まえ、法科大学院教育の改善・充実方策をまとめるものであること。
- ・ 今後の法曹有資格者の活動領域や法曹人口の在り方とともに、法曹養成制度の在り方として「法曹養成課程における経済的支援」、「法科大学院」、「司法試験」、「司法修習」について政府全体の議論を前提にすること。
- ・ このうち、法科大学院については、法学又は法学以外の様々な学部教育を受けた者を対象に、社会が求める高度専門職業人として必要な法知識の修得に加え、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくために必要な法的分析能力等の育成、法曹としての責任感や倫理観の涵養等に向けて、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関として大学院レベルの教育をより充実した形で提供できるよう、その改善・充実を図ること。
- ・ 具体的には、今後目指すべき法科大学院の姿を念頭に置きながら、入学定員・実入学者数の動向や司法試験の合格状況などの現状分析を踏まえ、規模の適正化、教育の質の向上、優れた先導的な取組を行う法科大学院の支援に加え、法曹養成に必要な時間的コストの軽減、実務基礎教育の充実、継続教育の充実、職域拡大への貢献など、総合的な検討を行うこと。
- ・ なお、法曹養成制度関係閣僚会議決定等に記載されている公的支援の見直しの更なる強化策の具体化を通じた組織見直しの促進（認証評価の抜本的見直しを含む。）や共通到達度確認試験（仮称）の試行に向けた準備、法学未修者に対する教育の充実などについては、「組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ」及び「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」の調査検討経過報告（別添1及び別添2）を踏まえ、文部科学省及び大学において速やかに取り組むこと。

1. 今後目指すべき法科大学院の姿について

- (1) 現行制度を基本とした、法科大学院を中核的機関とする安定的な法曹養成制度の確立を目指す

法科大学院は、法曹養成の中核的な教育機関として大学院に置かれており、法科大学院生が大学院入学前に、学部段階の教育あるいは社会での実務経験を通して人間的な成熟や幅広い教養を身に付け、各学問分野における一定の専門基礎教育を受けていることを前提としている。

また、法科大学院は、法廷活動のみに限らず、企業、公務、地域の様々な場において多様な貢献ができる存在としての法曹を養成することを目指し、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を含む多様な教育課程を編成しており、その教育を通じて、専門的な法知識の修得はもとより、社会で実際に生じる様々な問題に対処するための創造的な思考力や法的分析能力、説得・交渉に要する法的議論の能力等の育成の面においても、法曹養成を担う唯一の教育機関として一定の成果を挙げてきている。

さらに、法科大学院は、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育を行っていることから、その教育課程を修了し、法務博士（専門職）の学位を取得した者は、司法試験を受験しない又は司法試験に合格しない場合、あるいは、司法試験に合格した後、司法修習を経ない場合でも、高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性がある。

- ・ このような法科大学院の役割やこれまでの成果について積極的に情報を発信し、男女を問わずより多くの有為な人材が法曹を志望し、プロセス養成の途に進むよう導くことを目指すべきである。
- ・ その一方で、課題が深刻で、法科大学院としての本来の役割を果たし得ていない法科大学院については、その抜本的な改革のため、当面、公的支援の見直しの強化策をはじめとした「運用上の取組の徹底」を通じ、法科大学院の組織見直しに向けて自主的・自律的な経営判断を促すとともに、教育の質の向上に迅速に取り組むよう強く求めることとする。

(2) 今後目指すべき「規模」の在り方を提示

- ・ 法科大学院全体でこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実（平成25年司法試験までに15,078人）を踏まえ、組織見直しWGより経過報告された通り、公的支援の見直しの強化策や連合・連携、改組転換等の取組を通じて、法科大学院全体の入学定員について当面3,000人程度を目途に見直しを促進することとする。この目標値については、現在、政府全体で議論されている法曹人口の在り方の検討結果が出た場合は、それを踏まえて見直すものとする。
- ・ 改善状況調査WGのこれまでの調査結果報告で指摘されているように、入学者数が著しく少ない法科大学院については、授業の在り方や教育効果、その他学生の学修環境としての適切性に対する懸念が示されているため、入学定員の適正な規模の在り方に関する検討を行う。その際、地域適正配置や夜間開講といった特性にも配慮する。

(3) 今後目指すべき「教育方法・内容」の在り方を提示

- ・ プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院の教育の質保証を行う観点から、司法試験合格状況の改善はもとより、修了生が社会の様々な分野において活躍できるようにすることを目指し、法科大学院の教育課程においてこれまで以上に充実した教育を行うことで、学生が安心して学修に取り組める環境を構築するための取組を推進する。

2. 今後検討すべき改善・充実方策について

(1) 優れた先導的取組の推進を通じた法科大学院教育の充実方策の提示

- ・ 司法制度改革において志向されていた法学未修者教育の充実、国際化への対応、法曹の職域拡大、企業や自治体等と連携した就職支援など、優れた先導的な取組を促進するための方策を推進する。

(2) 法科大学院の規模の適正化に関する改善方策の提示

- ・ 公的支援の見直しの強化策などを活用し、課題が深刻な法科大学院について、連携・連合、改組転換を促すとともに、「適格認定の厳格化」などにより、認証評価結果に応じた組織見直しの促進を図る。
- ・ 政府全体での検討の結果として提示されるであろう法曹人口についての考え方を踏まえ、法科大学院の総定員の在り方や法的措置を含めた組織見直しの更なる促進方策の在り方を整理する。

(3) 法科大学院教育の質の向上に関する改善方策の提示

- ・ 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計・試行を行うとともに、共通的な到達目標モデルを活用した教育課程編成の徹底等を図る。
- ・ 法学未修者に対する教育については、社会人や法学以外の学部出身者など多様なバックグラウンドを持った人材を法曹に育てるという本来の趣旨にのっとり、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討する。
- ・ 法学未修者の教育課程を含め、学部段階でも法学を学んだ者が法科大学院入学生の多数を占めるものの、法科大学院における教育の前提としての学修が不十分である者が少なくないことから、学部段階における法学教育の在り方も含め、その改善方策を総合的に検討する。
- ・ さらに、法学未修者と法学既修者との間で、学修の状況や司法試験合格状況に差が生じている実態を踏まえ、3年を標準とする教育課程と法学既修者につき2年に短縮される教育課程からなる現行制度の合理性・適切性等についても、中長期的な課題として検証・検討する。
- ・ 研究者教員と実務家教員とが緊密に連携した授業等を提供するとともに、各法科大学院の実情に応じたエクスターンシップやリーガルクリニック等の積極的な実施を促すことなどを通じ、企業法務を含め実務の現場で役立つような教育内容の充実を図る。
- ・ 法科大学院における充実した教育を安定的・継続的に支える研究者教員の養成を強化・充実させる具体的方策を速やかに策定・実施するとともに、実務家教員のFD活動などによる法律実務基礎教育の充実や、研究者教員と実務家教員の割合の在り方の検討などを含め、法科大学院における教員体制の充実を図る。
- ・ 学生に対する教育上の効果を考慮した各法科大学院の適正な規模の在り方について検討する。
- ・ 進路指導体制の充実等をはじめ、学生の希望や適性を踏まえた法曹以外の法律関係専門職や企業法務、公務部門などの多様な進路への的確な対応を検討する。

- ・ 時間的コスト軽減も視野に入れて、法学部教育との連携の在り方を検討する。

(4) 法科大学院認証評価に関する改善方策の提示

- ・ 法科大学院に対する認証評価が形式的な評価に陥らず、法科大学院として求められる成果を挙げられていない場合にはそれらを厳格に評価し、教育の改善に向けた取組などをより実質的かつ適切に評価できるようにするため、評価期間、基準、評価方法等の見直しを行う。

(5) 法科大学院の教育力を活用した継続教育の充実方策の提示

- ・ 展開・先端科目群の授業への積極的受入れや法科大学院教育のノウハウを活用した研修機会等の提供、それへの協力など、法科大学院による法曹有資格者に対する継続教育機能の充実を図る。

3. 法曹養成制度改革全体との関係について

(1) 司法試験・司法修習との関係

- ・ 上記検討事項で提示した法科大学院の教育の改善・充実に向けた方策について今後更に検討を深めるとともに、政府全体で行われつつある法曹養成制度改革全体との関係において、プロセスとしての法曹養成が真に機能するよう、法科大学院の立場から司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方について引き続き検討する。

(2) 司法試験予備試験との関係

- ・ 司法試験予備試験については、本特別委員会として、法科大学院修了生と同等の学識・能力を有するかどうかを判定するものとして適切に機能しているかを注視する。また、試験という「点」のみによる選抜ではなく「プロセス」により質量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の基本的な理念を踏まえつつ、司法試験予備試験が法曹養成プロセスの中核的な教育機関である法科大学院における教育に与える影響や、更にはそのプロセス全体に及ぼす影響を、例えば、法科大学院在学生在が予備試験を目指すことによる法科大学院における授業欠席や、休学・退学の動向、学生の学修・履修の仕方等への影響のみならず、学部在學生をはじめ法科大学院志願者への影響なども含め速やかに把握・分析し、政府全体の取組に資するようにする。

組織見直し促進に関する調査検討経過報告

平成 25 年 1 月 22 日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
組織見直し促進に関する
検討ワーキング・グループ

I 組織見直しを促進するための具体的方策について

1. 基本的考え方

- 法科大学院は、法曹養成のための教育を行うことを目的とし、その修了者に司法試験の受験資格が付与されていることに鑑み、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院は、自らの責任で早急に組織の抜本的な見直しを行うべきである。
- 文部科学省は、法科大学院の組織見直しに当たり、大学教育の特性を踏まえ、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、その抜本的な見直しを加速させる必要がある。

2. 組織見直しを促進するための具体的方策

(1) 方向性

- 法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定（平成 25 年 7 月 16 日）を踏まえ、公的支援の見直しの強化策により、入学定員の適正化を含む抜本的な組織見直しを加速する必要がある。
- その際、閣僚会議決定の前提となる法曹養成制度検討会議（以下「検討会議」という。）の取りまとめ（平成 25 年 6 月 26 日）では、司法試験の年間合格者数の数値目標が今後の検討事項とされ、現状では設定されていないが、今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については、まずは、法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきであるとされているところである。
- 以上を踏まえ、現在の司法試験合格者の数が、司法試験委員会において、法曹になろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から適正に判定された結果であることを前提に、
 - ① 法科大学院には、その修了者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）が司法試験に合格できるよう充実した教育を行うことが求められていること、
 - ② 法科大学院において厳格な成績判定・修了認定を行い、それを認証評価を通じて担保すること、
 - ③ 政府として、今後、法曹有資格者の活動領域の拡大を推進する方向にあること、
 - ④ 法科大学院への実入学者数が約 2,700 人弱（平成 25 年 4 月 1 日現在）となっていること

などを総合的に勘案し、平成 25 年 4 月 1 日現在 4,261 人となっている入学定員について、3,000 人程度を当面の目途として見直しを促進することには合理性があると考えられる。

- なお、課題が深刻で改善の見込みのない法科大学院については、連合・連携、改組転換、組織廃止など抜本的な組織見直しを促進する必要がある。

(2) 具体的な促進策

- 上記(1)の方向性の実現に向けて、まずは、これまで取り組んできた組織見直し促進方策や既存の制度を最大限活用するため、その見直し・強化を検討することが必要である。

- このため、具体的には、次に掲げる三つの改善方策に取り組むこととすべきである。

① 公的支援の抜本的な見直し

閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策の着実な実施を通じ、全法科大学院を対象に、入学定員の見直しなど抜本的な組織見直しの加速が必要である。(※別紙参考資料を参照)

② 認証評価の抜本的な見直し

教育研究活動の水準向上を重視する認証評価の現状について、適格認定の在り方の改善が求められていることから、評価基準や評価方法、組織見直しとの関連付けの在り方について抜本的な見直しを行うことが必要である。(※後掲Ⅱに詳述)

③ 連合・連携、改組転換の促進

上記①及び②の施策を通じて、既設の法科大学院が組織見直しを行うことで移行していく具体的な組織形態の類型を示すことにより、組織見直しを促進する必要がある。(※後掲Ⅲに詳述)

II 認証評価の抜本的な見直しの具体的方策について

1. 目的・必要性

- 法科大学院の認証評価については、学校教育法に基づき、他の専門職大学院と同様に、その教育研究水準の向上に資するため、評価を受けることが義務付けられているものである。また、法科大学院の認証評価については、これに加え「連携法」において、認証評価機関は、各法科大学院が評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務付けられているとともに、各法科大学院は、認証評価機関による「適格」との認定を受けるよう努めることとされている。

- このように、法科大学院については、特に「適格認定」が法律上位置付けられていることや、検討会議においても、認証評価による適格認定の厳格化について言及されていることを踏まえると、認証評価の結果に基づいて各法科大学院の組織見直しが促進されるよう、認証評価の在り方を見直すことは重要と考えられる。

- 認証評価については、現在2巡目が実施されていることを踏まえ、客観的な指標を適切に活用しつつ、法科大学院の教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、厳格な適格認定が行われるような見直しを行うことを通じて、その信頼性を更に高めるとともに、認証評価の基準や手続と、組織見直しとの関連付けについて速やかに検討する必要がある。
- その際、司法試験の合格率を認証評価の基準の中に組み込むこと、あるいは、例えば司法試験の合格率が全国平均の半分未満の法科大学院を対象として特に厳格な評価を行うことなどを含め、客観的な基準と認証評価の関連性の整理に向けた検討が必要である。
- また、法科大学院として将来に向けて改善する能力を有していることの評価や、地域における法曹養成や特定課題への対応などに注力している法科大学院について積極的な評価を行うことも検討が必要である。

2. 具体的な改善方策等

- 具体的な認証評価の見直しについては、例えば、下記に掲げるような改善事項に関し、国において、3巡目の評価からの実施を念頭に、検討に着手していくことが求められる。
 - ① 司法試験の合格状況、入学者選抜状況など客観的な指標を評価項目に組み込むことや、教員の資質など当該法科大学院の教育活動に関する指標を充実し、法科大学院の実態を的確に判定できるような評価項目を設定すること。（司法試験の合格状況は、法科大学院の教育活動の成果を判定する重要な指標であり、公的支援の見直しでも活用されている。この指標は、学校設置後の活動状況について評価しているものであり、設置基準として直接規定することはなじまないが、認証評価においては重要な判断要素となり得る。）
 - 〔入口、出口に関する客観的な指標の例〕
 - ・ 司法試験の合格状況（累積合格率、単年度の合格率、法学未修者の合格状況）
 - ・ 入学者選抜状況（競争倍率、入学定員充足率、法学系以外の教育課程出身者や社会人の入学状況）
など
 - 〔法科大学院としての教育活動に関する指標の例〕
 - ・ 入学者選抜の適切かつ厳格な実施の状況
 - ・ 進級判定や修了認定の適切かつ厳格な実施の状況
 - ・ 研究業績を含む教員の資質
 - ・ 法科大学院に求められる人材育成に資する教育課程の実施の状況 など
 - ② 不適格の判定につながるような重要な評価基準については統一化を図るとともに、評価方法を見直すなどして、不適格の判定が認証評価機関の間でばらつかないようにすること。
 - ③ 課題が深刻な法科大学院については、現在5年に1回となっている認証評価期間の短縮など評価の頻度を高める措置を行うこと。

- ④ 認証評価機関は、適格と認定した後であっても、必要に応じ、継続的に当該法科大学院の現状を把握するための報告を求め、状況の変化が認められる場合には当該課題の改善を求めることができるようにすること。

- なお、今後、組織見直しを促進するため必要な法的措置の検討が行われる場合には、例えば、組織見直しを検討すべき客観的な基準に該当した法科大学院について、国や評価機関が活動状況を精査し、一定の改善期間を設けた上で、法令上の違反の有無等を確認し、最終的に措置を講じるか否かを判断する仕組みなどが考えられる。ただし、その際には、認証評価の本来の制度趣旨に鑑み、認証評価の結果が直接、国による措置の適用につながる仕組みとすることについては慎重な検討を要する。

III 連合・連携、改組転換の促進の具体的方策について

1. 目的・必要性

- 既設の法科大学院が組織見直しによりどのような組織形態に移行していくのかという道筋を提示することが必要である。
- 例えば、連合・連携等のネットワーク化を推進し、法曹養成を行うための教育機関としてふさわしい教育ができる教員や教育プログラムなど教育資源の有効活用を通じて単独では提供できなかった高い水準の教育を提供できる体制への再編や、修了者の就職が見込まれる関連分野の教育研究組織への改組転換が考えられる。

2. 連合・連携、改組転換の在り方

- 促進すべき連合・連携は、司法試験の合格状況や入学者選抜状況等において法科大学院が抱えている課題の解決とともに、教育力の向上に資することが不可欠である。
- 「連合」の形態は、抜本的な組織改革であることを前提に、連合大学院への改組や統廃合を想定することが適当である。

- ・「連合大学院への改組」

原則、法曹養成教育で成果を挙げることが見込まれる法科大学院を基幹校とし、参加校の協力を得る体制とする必要がある。なお、連合大学院は、単独での法科大学院の存続が困難な状況にある地域における教育機会の確保にも有用である。

- ・「統廃合」

統廃合によって、教育力が向上するなど課題の解決につながることや、地域に教育拠点を残しながら体制を充実させることなど、実質的な成果がもたらされることが必要であり、課題が深刻な法科大学院間の形式的な統廃合とならないようにすべきである。

- 促進すべき「連携」は、将来の抜本的な組織改革を視野に、共同教育課程の設置や、協定等に基づく学生や教員の派遣／受入れなど実質的な連携となる必要がある。なお、「共同教育課程」は複数の大学がそれぞれ優位性を持つ教育研究資源を結集し、より

魅力ある教育の実現を目指すため、参画する法科大学院が有する教員や特色ある教育プログラムなど教育資源を融合させた教育課程となる必要がある。

- 課題が深刻な法科大学院は、連合・連携以外に、法科大学院教育で培った教育上のスキル・ノウハウを活用して、修了者の進路状況等を踏まえ、法曹養成以外を目的とした法学教育をベースとする他の教育組織への改組転換も視野に検討する必要がある。
- なお、学生や教員の派遣／受入れ、インターネット等を活用した遠隔授業等の実施などを含め、教育力の高い法科大学院が課題を抱える法科大学院に対して支援を行うとともに、一定の教育力のある法科大学院間の連携により充実した教育体制を構築できるよう、国は大学の自主的な取組を促すための具体的な支援の在り方について検討する必要がある。

3. 具体的な推進方策

- 具体的な推進方策については、例えば、下記に掲げるような事項に関し、国において、その実現に向けて取り組んでいくことが求められる。
 - ① 課題を抱える法科大学院に対し、中央教育審議会による改善状況調査を実施するとともに、当該法科大学院と文部科学省との間における定期的な意見交換等を通じた抜本的な組織見直しを促進すること。
 - ② 法科大学院における連合・連携等のネットワーク化に向けた先導的な取組や改組転換につながる取組の類型提示と支援を行うこと。

IV 組織見直しを促進するため必要な措置の検討に関する課題の整理

- 閣僚会議決定では、公的支援の見直しの更なる強化策等を講じても「一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る」とされている。
- 法科大学院の組織見直しについては、大学の自主性を尊重することが求められるところであり、法的措置を設ける前の段階で、課題が深刻な法科大学院において自主的な組織見直しに取り組むこと、また、文部科学省において組織見直しを促進するため必要な措置を講じることが必要である。それでもなお、一定期間内に組織見直しが進まない場合には、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとなるが、その際に大学教育の特性への配慮として考慮すべき要素など、現時点における課題について、以下のように整理を試みたところである。これらの点については、今後の政府における検討動向に合わせて引き続き詳細な検討を要するものとする。
 - ・ 目指すべき法曹人口や予備試験制度の検討状況など、法曹養成制度全体の在り方との関連

- 考えられる法的措置がそれぞれ法曹養成制度にどのような効果や影響を及ぼすのかなど、メリット・デメリットの整理
- 課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院が、設置認可を受けていることを前提として、これに対しとり得る法的措置の在り方
- 法的措置の対象となる法科大学院の認定に関する基本的な考え方や具体的な基準の在り方
- 法的措置が講じられた後の当該法科大学院の位置付けや組織の在り方

共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
共通到達度確認試験等に関する
検討ワーキング・グループ

I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について

1. 基本的考え方

- 本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」とされたことを受け、本ワーキンググループにおいて調査検討した結果、以下の通り、共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）の目的、内容、実施方法等の基本設計について示すこととする。
- なお、確認試験は、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である法科大学院において、その教育の質を客観的に担保していくための仕組みとして考えられるものである。このような認識の下、ここで示す基本設計については、確認試験が法科大学院の教育の質の向上に資するため、実際の教育現場において効率的かつ効果的に機能するものとなるよう、今後、可及的速やかに試行に着手することとし、その結果も踏まえて、本格的実施に向けた具体的な準備を行い、その過程において、適宜修正・変更を行うことを前提としているものである。

2. 目的

- 確認試験については、以下の2つの目的から実施することとする。
 - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に下記に掲げる学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用すること
 - [2年次進級時]
 - ・ 1年次の学修を通じて得られる基本的な「知識」及び「法的思考力」の修得の程度
 - ・ 2年次以降の学修に対する「適性」
 - [3年次進級時]
 - ・ 2年次までの学修を通じて得られる「知識」及び、その知識を活用して課題を発見、分析、解決するために必要な「法的思考力」の修得の程度
 - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用すること

3. 試験の内容、実施方法等

(1) 時期、対象者及び試験科目

- 学修段階に応じた確認試験については、学生が上級年次に進級する際に試験を受験することを基本にしつつ、その実施時期、対象者、試験科目について本格実施に向けた試行を繰り返す中で、更に具体的に検討を進める。

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通）
2年次の学年末	法学未修者コースの2年次在籍者 法学既修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通） その他の科目 （民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法）

- 確認試験については、関係閣僚会議の決定に基づき、「法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組み」として設計することとし、試験の実施時期、対象者、試験科目は、上記の表に記すところを基本とする。
- なお、具体的な制度設計については、今後の試行を通じて、試験の難易度を含めて、検証し、必要な検討を進める。その際、3年次の途中段階での実施や、試験科目の範囲をどうするか等についての意見があったことにも留意する。

(2) 試験の実施・位置付け等

- 本格実施時においては、全ての法科大学院の学生が確認試験を受験することを原則とする。
- 試験問題の作成や難易度の調整など、確認試験の実施に必要な作業に関し、全ての法科大学院の協力を得る体制を構築することを原則とする。その際、これまでの学内外の各種試験等での経験・蓄積を活用することが考えられる。
- 試験結果については、当面、その後の学修・進路指導等の参考資料として活用することとなるが、試行等を通じて大学関係者の理解を得つつ、上記2.の目的に即して適切な活用を図る。
- 確認試験の実施に伴い、各法科大学院が行うカリキュラム編成・授業科目の履修順序の変更等を必要以上にせまられないよう配慮することが必要である。

(3) 試験の難易度

- 確認試験の難易度は、法科大学院における共通的な到達目標モデルで示された内容を考慮しつつ、確認試験の目的に照らして適切なものとなるよう設定・調整を行う。その際、共通的な到達目標モデルが法科大学院の修了時点において共通に到達すべき目標を明らかにすることを目指したものであることを踏まえ、確認試験は、学修途上にある学生に対して実施されるものとして適切な難易度となるよう留意することが必要である。
- 1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目については、

- ① 出題範囲及び試験問題は共通とし、受験年次に応じて到達度の目標を分けて判定する方法

②出題範囲は共通とするが、難易度の異なる試験を別途設定して、その到達度を判定する方法

③出題範囲の異なる試験を別途設定して、それぞれの到達度を判定する方法

が考えられるが、まずは、速やかな着手が可能となる①の方法により、1年次の確認試験の試行に着手しつつ、併せて2年次の確認試験の難易度を検討し、試行の状況に応じて、試験の難易度や出題の仕方について検討を行う。

○ また、各大学における学修の進度の差や各法律科目ごとの性質の違いを考慮すると、法律科目によって異なる試験の方法を取ることが適切である可能性もあることから、最終的にどのような方法を採用するかについては、試行の中で、更に具体的に検討を進める必要がある。

(4) 試験方式

○ 確認試験の方式について、現在、類似する試験が先行して実施されている医学系等の事例として、試験問題の難易度調整・採点等の設定や、大学や学生の実施に係る自由度の確保などの観点から、コンピュータを活用した試験方式（C B T方式）が採用されているところである。コンピュータを活用した場合には、出題の仕方について、例えば以下のような方式を採用する可能性がある。

- ・知識を問う問題は、多肢選択形式・択一式を基本
- ・法的思考力を問う問題は、多肢選択形式・択一式、順次解答連問方式を基本

○ C B T方式には、上記の利点が考えられる一方で、多数のストック問題の作成や精選等の作業負担、コンピュータシステムの導入・維持管理の負担などの難点もあることを踏まえ、確認試験の方式については、法科大学院における教育の特性や受験者数の規模にも十分配慮しつつ、紙媒体による試験実施の可能性も含め、試行の中で、更に具体的に検討する必要がある。

○ このため、試行開始時点においては、まず、試験問題の作成・精選や難易度の調整方法などを検証するため、紙媒体等による簡易な試験方式により速やかに試行に着手することが現実的と考える。

(5) 司法試験との関係

○ 確認試験の目的は上記2. に述べた通りであり、確認試験の実施と司法試験短答式試験の免除とは当然に関係づけられるものではなく、法科大学院における教育のあるべき姿と司法試験の試験科目の改正等の動向も踏まえつつ、例えば、2年次の学年末の確認試験の結果に応じて、一定の成績を達成した者には司法試験短答式試験を免除するなど、司法試験の短答式試験との具体的な関係づけの方法について法務省等関係省庁と連携しながら検討・整理する必要がある。その際、確認試験と司法試験短答式試験の制度趣旨の相違を考慮すると双方の試験科目が一致する必然性はないと考えられるが、司法試験との関係については、確認試験の試行の結果と司法試験の合格状況との関係等を検証・分析しながら、法科大学院における学修が過度に知識偏重なものとならないよう十分留意しつつ検討を行う必要がある。

(6) 留意事項

- 特に、法学未修者にとって、自身の到達度を把握することがその後の学修を進める際の一助となることや、教員にとって、全国的な水準の中で学生の学修状況を理解することがその後の教育の改善に向けた取組に繋がることなど、法学未修者教育の改善に資する効果的な手段としても活用されるよう留意する必要がある。
- その際、法科大学院生の学修が、確認試験への対策に偏らないように、また、過度に知識偏重なものとならないように特に留意する必要がある。また、法学未修者の学修進度やその修得状況については、法学既修者としての認定を経た法学既修者とは異なることから、2年次の学年末に実施することが予定される確認試験においても、両者の差異に留意して、試行の実施や詳細な制度設計を行う必要がある。
- また、試行を通じた確認試験制度の定着度合に応じ、確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の関係に関し、それぞれ機能・役割を比較考慮し、その在り方について改めて検討する必要がある。

4. 本格実施に向けた試行について

- 確認試験の具体化に当たっては、一定期間の「試行」による検証作業を通じて改善を図るサイクルが不可欠なことから、体制の在り方も含め、速やかに試行に向けた準備に着手する必要がある。
 - (試行を通じて準備・検証すべき主な事項)
 - ・ 確認試験で判定すべき到達度の確認、共通理解
 - ・ 確認試験の問題の作成、精選、難易度の調整
 - ・ 確認試験の実施方法・実施時期の確認
 - ・ 確認試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法 等
- その際、1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目から試験の検討・実施に着手し、この試行結果等を踏まえ、更に他の法律科目の検討を進める必要がある。
- 未修者教育の改善は喫緊の課題であり、1年次の学年末に実施する確認試験については、より早期に本格実施に移行できるようにすることが必要である。
- また、試験問題の作成や確認試験の実施・準備の体制など、試行の準備段階から、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら進めることが必要である。

II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みについて

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。
- 法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、法学部や法学研究科など既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。

III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について

- 法科大学院修了後に、法学的素養を活かす公務や企業法務などの分野へ進むことを希望する者に対し、進路指導等を通じ、民間企業や地方公共団体等への就職支援の充実方策を検討し、実施する必要がある。
- その際、法科大学院全体、また各法科大学院における取組として、エクスターンシップ等の授業を行う中で、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築し、法科大学院教育の意義や内容を広く紹介し、「法務博士（専門職）」の社会的有用性が広く社会に認められることを目指すべきである。
- 法科大学院入学者のうち、入学後の学修を通じて企業・官公庁など法曹以外の法律に関わる職種へ進むことを希望する者に対し、法科大学院在学中においても、きめ細やかな進路指導に努めること等の支援を行うことが必要である。その際、個々の学生の希望や適性に応じてより適切な教育を提供できる他の研究科（専攻）への転研究科（転専攻）の促進や、各大学の既存研究科等の授業科目を活用しながら、法曹以外の公務、民間向けの人材育成を行う新たなコースを設定することや法科大学院で培ったノウハウを活用した新たな教育組織への改組転換を図ることも考えられる。その際、その教育内容にふさわしい学位の在り方を検討することが必要である。

審議経過

第54回：平成25年5月8日（水）

- 議 事
- (1) 座長の選任等について
 - (2) 政府における法曹養成制度に関する検討状況について
 - (3) 平成25年度入学者選抜実施状況及び平成24年度修了認定状況について
 - (4) 第7期法科大学院特別委員会における審議の方向性について
 - (5) その他

第55回：平成25年7月11日（木）

- 議 事
- (1) 政府における法曹養成制度に関する検討結果について
 - (2) 入学定員・組織見直しに係るこれまでの施策の実施状況等について
 - (3) ワーキング・グループの設置について
 - (4) その他

第56回：平成25年9月18日（水）

- 議 事
- (1) 平成25年司法試験の結果について
 - (2) 政府における法曹養成制度改革に関する検討体制について
 - (3) 法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について
 - (4) その他

第57回：平成25年11月27日（水）

- 議 事
- (1) 法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる強化について
 - (2) ワーキング・グループにおける調査検討経過報告について
 - (3) その他

第58回：平成25年12月12日（木）

- 議 事
- (1) 政府における法曹養成制度に関する検討状況について
 - (2) 法科大学院教育の改善・充実について
 - (3) その他

第59回：平成26年2月4日（火）

- 議 事
- (1) 法科大学院教育の改善・充実について
 - (2) その他

第60回：平成26年2月24日（月）

- 議 事 （1）法科大学院の改善状況調査について
（2）法科大学院教育の改善・充実について
（3）その他

第61回：平成26年5月8日（木）

- 議 事 （1）今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性について
（2）平成26年度入学選抜実施状況及び平成25年度修了認定状況について
（3）法科大学院教育の改善・充実について
（4）その他

第62回：平成26年5月28日（水）

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について
（2）その他

第63回：平成26年7月2日（水）

- 議 事 （1）入学定員・組織見直しに係るこれまでの施策の実施状況等について
（2）法科大学院教育の改善・充実について
（3）その他

第64回：平成26年7月16日（水）

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について
（2）法学未修者教育の充実について
（3）その他

第65回：平成26年9月19日（金）

- 議 事 （1）平成26年司法試験の結果等について
（2）法科大学院教育の改善・充実について
（3）その他

第66回：平成26年10月9日（木）

- 議 事 （1）法科大学院教育の改善・充実について
（2）認証評価の見直しについて
（3）その他

第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 委員名簿

◎：座長、○：座長代理

(臨時委員) 3名

有 信 睦 弘 東京大学監事

◎ 井 上 正 仁 早稲田大学大学院法務研究科教授

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 16名

磯 村 保 早稲田大学大学院法務研究科教授

笠 井 治 弁護士

樫 見 由美子 金沢大学人間社会学域長・研究域長

片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授

鎌 田 薫 早稲田大学総長・法学学術院教授

木 村 光 江 首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻教授

椎 橋 隆 幸 中央大学大学院法務研究科教授

杉 山 忠 昭 花王株式会社執行役員法務・コンプライアンス部門統括

○ 田 中 成 明 京都大学名誉教授

土 屋 美 明 一般社団法人共同通信社編集委員兼客員論説委員

西 山 卓 爾 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長・内閣官房法曹養成制度改革推進室副室長

長谷部 由起子 学習院大学大学院法務研究科教授

日 吉 由美子 弁護士

松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授

山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科教授

吉 崎 佳 弥 司法研修所事務局長

計 19名

臨時委員：平成25年4月4日発令

専門委員：平成25年5月8日発令

※土井委員の発令日は平成25年4月15日

※西山委員の発令日は平成26年9月12日

※委員及び役職は平成26年9月12日現在

**第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
組織見直し促進に関する検討ワーキング・グループ
委員名簿**

◎：主査、○：主査代理

(臨時委員) 2名

- | | |
|-----------|----------------|
| 有 信 睦 弘 | 東京大学監事 |
| ◎ 土 井 真 一 | 京都大学大学院法学研究科教授 |

(専門委員) 7名

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 大 貫 裕 之 | 中央大学大学院法務研究科教授 |
| 岡 田 志乃布 | 法務省大臣官房司法法制部付
内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官補佐 |
| 片 山 直 也 | 慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)委員長・教授 |
| 椛 嶋 裕 之 | 弁護士 |
| 中 里 智 美 | 司法研修所教官 |
| 古 谷 修 一 | 早稲田大学大学院法務研究科教授 |
| ○ 松 下 淳 一 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授・法曹養成専攻長 |

計 9名

*発令日は平成25年9月30日

*有信委員の発令日は平成25年4月4日

*土井委員の発令日は平成25年4月15日

*片山委員、松下委員の発令日は平成25年5月8日

※委員及び役職は平成25年9月30日現在

**第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ
委員名簿**

◎：主査、○：主査代理

(専門委員) 12名

	磯村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	木村 敦子	京都大学大学院法学研究科准教授
○	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	酒井 圭	弁護士
	佐久間 佳枝	法務省大臣官房司法法制部付 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官
	佐藤 隆之	東北大学大学院法学研究科教授
	宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	日吉 由美子	弁護士
	松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授
	村田 涉	司法研修所教官
◎	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 12名

*発令日は平成25年9月30日

*磯村委員、日吉委員、山本委員の発令日は平成25年5月8日

※委員及び役職は平成25年9月30日現在

